

市民税・県民税特別徴収に係る納期の特例の 要件に該当しなくなったことの届出書

多治見市長様 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	住 所 (所在地)											特別徴収義務者 指 定 番 号				
		氏 名 (名称)											担 当 者	係			
		代 表 者												氏名			
		法人番号														電話	()
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例の 要件に該当しなくなったことを次のとおり届出します。																	
この届出書を提出する日に おける給与等の支給人員		人															
納期の特例の要件に 該当しなくなったことの理由																	

- ◎ この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間から地方税法第321条の5の2に規定する納期の特例の承認の効力が失われることになります。
- ◎ この届出書を提出した場合には、提出の日の属する月以前の各月に徴収すべき特別徴収税額については、提出の日の属する月の翌月10日が納期限となります。(土曜、日曜または祝日等に当たるときは、そのあとの最も近い休日等でない日)
例えば、2月10日に本届出書を提出した場合は、12月から2月までの分を3月10日までに納入していただくことになります。
- ◎ 特別徴収義務者指定番号は、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」の宛名欄右上、または「特別徴収税額納入書つづり」に印字してあります。